

上田氏恩照院を住せしめた。これ食祿三千石以上の者に與へられる例によつたものである。當時朝元の家族は八人で、之に従屬する者給人七人、侍分十六人、手醫者一人、若黨七人、足輕十四人、仲間小者三十二人、女房下女廿九人、乘馬二疋であり、生活豪華を極め、世人の耳目を聳動せしめた。

(六)朝元の失脚—延享二年六月吉徳卒し、世子宗辰嗣いたが、同時に朝元を近習から表向に轉せしめ、九月七日には村田半助が金澤に來着して、朝元の先に管掌した御厨間先土藏の檢閲を開始した。これ朝元反對黨の漸く探頭した結果で、半助の報告は亦大に朝元に對する嫌疑を深からしめるものであつたから、翌三年吉徳の一周忌を終へた後、何等の訊問を行ふことなく、朝元が先侯病中の處置不當であつたとの理由により、七月二日日本多安房守政昌の邸に召喚し盤厨を命じた。政昌は朝元の組頭であつた。朝元乃ち吉徳の病に侍した事情を述べて大に抗議したが、政昌はこの事の眞に今侯の意に出たもので、若し之に従はねば、更に命に背くの罪を重ねるものであると諭したから、朝元は沈思の後之を奉じた。三年十二月宗辰また卒し、重熙嗣ぎ、四年宗辰の一周忌を終り、十二月十八日再び朝元を政昌の邸に召し、奥村助右衛門修古列席して、當侯も亦先侯の意を承け、改めて朝元の食祿を沒收し、越中五箇山に流し、縮小屋に禁錮すべき命を發したと告げたが、朝元は直に之に服した。因つて五箇山の縮所竣成するまで、假に成願内蔵助の邸に置くこととし、急に監禁の室を造り、翌朝縮所縮を以て本多邸から移した。成願氏は八千石を領する人持

組の士であつた。次いで朝元の家財を關所に附し、家族を親類に賣付し、寛延元年四月十八日朝元を金澤より出發せしめて、五箇山の祖山村に送つた。

(七)朝元の罪惡—朝元の藩に仕へること三十年、その間祿を増すこと廿一回、微賤御坊主より起つて人持組の士に列することを得たが、一朝吉徳の指館に會うて忽ち榮枯處を異にしたのは、自己一身の威福を張るに急にして、黨與を援き根柢を固めることを爲さなかつたに因るものであり、偶以てその大奸でなかつたことを證するものである。故に朝元の彈劾せられた理由は、彼が舊例故格を顧みず、名を君侯の命に假つて我意を擅にし、親近を登用し、卑賤を拔擢し、殊に榮達に慣れて自ら奢侈驕傲を事とするに拘らず、他を律するに儉約令を以てして、士庶の平和なる生活を脅威したとの點に存し、その反對黨であつたものは、朝元の權勢に壓迫せられて政局の中心から遠ざけられた老臣と、濫に舊慣を改めるを以て許すべからざる罪惡であると信する守舊派とであり、前田直躬と青地禮幹とはその尤なるものであつた。朝元が吉徳の側室眞如院と密通したこと、及び中老淺尾の置毒事件は、それが事實であるにしてもないにして、朝元が流謫に處せられた後に現れた問題であり、吉徳の變死といふ如きは、全く歴史作者の所産である。

(八)朝元の自殺—朝元は五箇山に移された寛延元年の九月十二日に於いて、その縮所内に自殺した。享年四十六。蓋し一は五冬幽囚の苦に堪へざるを思ひ、一は兄長左衛門から、疑獄の益擧大し、吉徳の側室眞如院等も亦

拘束されたとの事情を知つた爲であらう。この時縮所番人は直に朝元の變死を告げたが、當時射水郡小杉に在つて飄波・射水二郡の奉行であつた千秋三郎太夫は之を金澤に急報し、金澤から派遣せられた二人の御歩糧目と共に往きて之を檢したに、朝元は白帷子を着け、小がたなを以て自害し、傍に衣服と八ッ口と稱する巾着を置いてあり、八ッ口の中に杉原紙に包んだ一歩銀三個があつて、もと三十個を貼布した痕跡があつた。是等は皆藩吏が朝元に携行を許したものでなかつた。乃ち檢視を畢へ、遺骸を盟詰として下出村の道場前に埋瘞し、同時に祖山村の肝煎一人組合頭二人・縮所番人、その他三人を金澤に拘致し、千秋三郎太夫の家にて訊問し、却いで之を公事場に收容した。而して朝元の一族も亦之に關係した事情が明らかになつたので、多く揚屋入を命ぜられた。

(九)内通者の裁判—後裁判の結果によれば、大槻長左衛門は朝元の獄中に銀子及び火箸を送附し、久保田四郎右衛門は朝元の妾であつた彼の妹が朝元に音信を通じたのを默過し、高桑政右衛門は朝元に面會せんと欲し、五箇山の籠の渡に至つたが、河流を越えること能はずして歸つたのみならず、朝元の舊領に赴きて百姓から旅費を得んとし、金澤河原町の小島商小松屋左七は、長左衛門及び十左衛門をその家に會合せしめ、朝元に對する書狀書物を取次ぎ、朝元の生母恩照院等は金品書簡を送附し、又朝元の自殺に用ひた小がたなは、朝元が五箇山岩淵村の乞食小助に銀一歩を與へ、城端より購はしめたるものとし、組合頭十左衛門は朝元の請を容れ、屋金澤に赴

きて長左衛門及び母姉婢女の情報を通じ、二人の番人も亦金澤から衣服等を贈したとの情を得たので、寶曆四年閏二月二日夫々所刑せられた。

(一〇)朝元の後裔—朝元には尙之助・榮次郎・伊三郎三人の男子があり、寶曆四年閏二月事件の落着によつて三人共に流刑を宣告せられた。但し尙之助はその宣告以前に病死し、榮次郎は日蓮宗寶成寺の弟子となつて罪を免れ、伊三郎も十五歳前に死んで實刑を受けなかつた。女子四人は凡べて無罪であつた。

オホツキトモヤス 大槻朝安 初名を朝流といひ、御厨間方御坊主であつたが、元文五年御歩に進み、御厨間方番の如く、名を清左衛門と改め、寛保二年正月新番に班し御近習番に任ぜられた。後大槻朝元の事件落着に際し、寶曆四年閏二月二日知行を召放された。

オホツジヤマ 大辻山 能美郡深瀬の東方にある山。高さ一四三六米。山體係羅系。

オホツジエウロザエモン 大津重郎左衛門父を十左衛門元孝といひ、本多政長に仕へて右筆役を勤め、百五十石を領した。重郎左衛門はその二男で、五十石を分與せられたが、享保十六年五月廿七日上屋敷の詰所に於いて、茶堂附足輕木村久平の爲に殺害せられた。

オホツシヨウ 大津庄 後恩時紀永徳元年八月十二日に『當知行之地熊來庄・大津庄遠風云々』とある。藤原公忠の知行が鹿島郡大津村等にあつたのである。

オホツチ 大土 江沼郡奥山方に屬する部落。芝懸紀聞に、この村の奥サンジヤといふ所に深き穴がある。柱古金を掘つた跡であら

きて長左衛門及び母姉婢女の情報を通じ、二人の番人も亦金澤から衣服等を贈したとの情を得たので、寶曆四年閏二月二日夫々所刑せられた。